

訪問診療等設備整備事業について

1. 事業概要

医療機関や訪問看護ステーション等が行う、居宅等に訪問する際に必要な車両や医療機器・器具の整備に対して支援することで、在宅医療を受ける機会の増加、在宅医療の質の向上を図る。

さらに、大学等の教育機関において訪問診療についての教育を行うために必要な設備の整備に対して支援を行うことで、訪問診療の一層の普及を図る。

(1) 事業主体

県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局等

(2) 補助の要件

整備することによる事業効果が十分に見込まれるものと県が認めたものであること

(3) 補助基準等

① 基準額

県が必要と認めた経費を予算の範囲内で補助する。

ただし、基準額の上限を以下のとおりとする。			
・車両（国産車）	150万円	（補助上限	100万円）
・心電計	75万円	（補助上限	50万円）
・超音波画像診断装置	150万円	（補助上限	100万円）
・上記以外	150万円	（補助上限	100万円）



② 対象経費

備品購入費（1品あたりの購入予定単価が10万円以上のものに限る）

（整備機器の一例）

- ・訪問診療等に必要車両
- ・ポータブルレントゲン装置、微量点滴ポンプ、吸引器等

（ただし、訪問診療等の際に訪問先で使用する機器に限定する。）

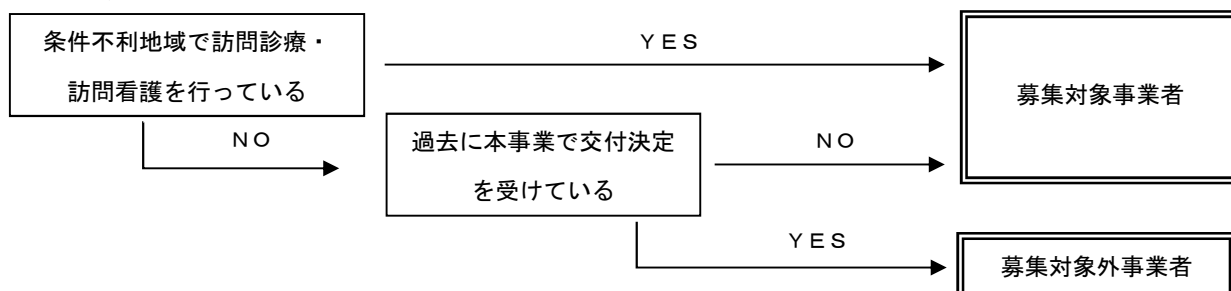
③ 補助率 2/3 以内

2. 令和2年度事業の申請にあたっての留意事項（必ずご確認ください）

(1) 次のいずれかに該当する事業者を募集対象とします。

- ・条件不利地域（※）で訪問診療又は訪問看護を行う事業者
※条件不利地域・・・原則として、訪問に要する移動時間が片道30分以上の地域
- ・過去に本事業による補助を受けていない事業者

【参考】募集の対象／対象外の判断



- (2) 1事業者につき「車両」「医療機器・器具」のいずれか一方のみ、また、「医療機器・器具」は1機器のみ申請してください。
- (3) 補助金の交付決定日以降に事業着手（契約）し、かつ、令和3年3月末までに整備を完了するもののみ申請が可能です。（詳細は下記「事業の流れ」を参照）
 ※交付決定日は8月下旬を予定
- (4) 車両の整備については、次のいずれかに該当する場合のみ申請対象となります。
 - ・訪問看護ステーションが行う車両整備（新規・更新を問わない）
 - ・訪問看護ステーション以外の機関が行う新規整備（車両の更新は対象外）

3. 申請の優先順位について

予算額を上回る申請があった場合には、原則として、次の順により予算の範囲内で採択事業者を決定します。

- ① 民間事業者を優先
- ② 条件不利地域で訪問診療・訪問看護を行う事業者を優先
- ③ 訪問診療・訪問看護に新規に着手する事業者を優先

※申請の内容や必要性がわかるよう、具体的に事業計画の記載をお願いします。

※各申請者からの申請額の総額が予算額を超過した場合、不採択とさせていただくことがあります。

※過去に本事業による交付決定を複数回受けている事業者については、不採択とさせていただく場合があります。

4. 事業の流れ

- ① 県へ交付申請書の提出（7月31日まで）
- ② 県から申請者へ交付決定（8月下旬を予定）

※ 交付決定日より前に契約（発注）する必要がある場合は、契約（発注）前に事前着手届を提出してください。提出した事前着手届が承認された場合のみ、交付決定日前の購入が可能です。（交付要綱第8条参照）

※県が事前着手届を承認した日より前に購入したものは、補助対象外です。

- ③ 対象医療機器・車両の契約（発注）、納品
- ④ 実績報告・補助金請求
- ⑤ 県から申請者へ補助金の額の確定通知を送付
- ⑥ 補助金の支払い

※ 補助金の支払いは、原則として、実績報告書を提出された後となります。

【参考】事業の流れ

